平成２３年（フ）第３０号
富山県黒部市三日市2599番地
債務者　新村由布子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２３年（フ）第１８８２号
愛知県春日井市梅ケ坪町７番地　ドミール梅ヶ坪205号室、住民票上の住所愛知県春日井市ことぶき町８番地４　ライオンズマンション春日井中央通104号室
債務者　野原　光則
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４１号
静岡県富士宮市小泉1216番地の11
債務者　伊藤　佳美
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月12日午前11時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１５号
長崎県松浦市志佐町浦免100番地、従前の住所長崎県松浦市志佐町浦免197番地21
債務者　関　三枝子（旧姓手島）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月14日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
熊本県上天草市姫戸町姫浦5353番地15
債務者　坂田　菊雄
1　決定年月日時　平成23年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第３２１号
静岡県浜松市浜北区貴布祢1493番地
債務者　川合　徳典
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
静岡県浜松市浜北区貴布祢1493番地
債務者　川合フジへ
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７５号
岡山県玉野市東高崎24番地166
債務者　新極由美子
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４５５号
岡山県赤磐市桜が丘東１丁目１番地86、住民票上の住所鳥取県東伯郡北栄町由良宿1837番地１
債務者　吉田　圭二
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月10日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５０６号
岡山市東区上阿知2297番地
債務者　山本　文朗
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５３２号
静岡市葵区瀬名１丁目16番26―110号、前住所静岡市葵区瀬名１丁目17番３号　小林荘１－Ａ号
債務者　後藤　　悟
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５３号
青森市大字幸畑字谷脇17番地１　ＴＡＰ幸畑108号
債務者　川村　絵里
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
青森市新町２丁目８番１―304号
債務者　下山　　寿
1　決定年月日時　平成23年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
静岡県富士市横割本町６番11号、前住所静岡県静岡市葵区駒形通２丁目２番６号
債務者　植松　央博
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月26日午前11時40分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第２１０号
長崎県佐世保市広田１丁目34―８、住民票上の住所長崎県佐世保市広田１丁目13番16号ウィンディア広田Ｄ棟102号
債務者　庄村　　勇
1　決定年月日時　平成23年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月21日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係